

# 川崎市公告第1519号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和7年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 プロポーザルに対する事項

### (1) 件名

令和7年度高等学校DX加速化推進事業業務委託

### (2) 目的

川崎総合科学高等学校及び橘高等学校では、国の「令和7年度高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）」に申請し、令和7年6月5日付けで文部科学大臣から交付決定を受けた。本業務は、高等学校DX加速化推進事業の趣旨に基づき、デジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図ることを目的とし、主に教科「情報」及び教科「総合的な探究の時間」等において、最新のデジタル機器及び外部の専門人材の知見を活用した授業の支援業務を委託するものである。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

### (4) 履行場所

川崎市立川崎総合科学高等学校、川崎市立橘高等学校

### (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

### (6) 業務規模概算額

7,130,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### (7) プロポーザルに関する日程

募集開始、質問受付開始	令和7年11月25日（火）
参加意向申出書の提出期限	令和7年12月5日（金）正午まで
参加資格確認結果通知書の送付	令和7年12月9日（火）まで
質問提出期限	令和7年12月10日（水）正午まで
質問回答の送付	令和7年12月11日（木）まで
企画提案書等の提出期限	令和7年12月18日（木）正午まで
プロポーザル評価委員会の開催	令和7年12月25日（木）
審査結果の通知	令和8年1月上旬以降

## 2 担当部署

部署、担当者	川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 畑山・塚野
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎7階
電話番号	044-200-0499
電子メール	88sidou@city.kawasaki.jp
問合せ時間	午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで 土日祝などの閉庁日を除く

## 3 提案資格の要件

当該業務に係る受注を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の条件をすべて満たしている者とする。

- （1）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- （2）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- （3）令和7年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「その他」種目「その他」に登録されていること。

## 4 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する提案者は次により参加意向申出書等を提出しなければなりません。

### （1）提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 事業者概要書（任意様式）
- ウ 会社案内、会社パンフレット等（法人の概要、事業内容等がわかるもの）

### （2）提出方法

次のウェブフォームの指示に従い提出してください。

参加意向申出書提出用フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1284113>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認してください。

### （3）提出期限

令和7年12月5日（金）正午まで

### （4）提案資格確認結果通知書

提案者の資格要件に基づく審査を行った結果、令和7年12月9日（火）までに提案資格確認結果通知書（様式2）を電子メールにて送付します。提案資格確認結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

## 5 企画提案に関する質問の取扱い

### (1) 受付方法

質問書（様式3）により、次のウェブフォームの指示に従い提出してください。

質問書提出用フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1284299>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認してください。

### (2) 受付期限

令和7年12月10日（水）正午まで

### (3) 回答方法

公平を期すため、質問内容と回答を全ての提案者に対し、令和7年12月11日（木）までに電子メールで送付します。なお、いずれの提案者からも質問がない場合には回答しません。また、このプロポーザルの参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。なお、回答後の再質問は受付しません。

## 6 提案書類等の提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書（任意様式）

A4判横型。表紙（表及び裏）を除き20頁以内で作成してください。

#### イ 見積書（任意様式）

積算根拠がわかるよう内訳を記載してください。見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を抜いた金額がわかるように記載してください。

#### ウ 提出書類の取り扱い

（ア）提出書類は返却しません。

（イ）提出期限後は、提出書類の差し替え及び追加を認めません。

（ウ）提出書類受領後、本市で必要があると判断した場合は補足資料を求めることがあります。

#### エ 留意事項

提案書は、1提案者につき1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とします。

### (2) 提出方法

次のウェブフォームの指示に従い提出してください。

企画提案書等提出用フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1284318>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認してください。

### (3) 提出期限

令和7年12月18日（木）正午まで

## 7 応募の辞退

参加申込書類を提出した後に参加を辞退される場合は、速やかに担当部署に電話連絡の上、持参、

郵送又は電子メールにより辞退届（様式4）を提出してください。

## 8 選定方法

### （1）選定方法及び審査体制

事業者の特定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行います。別表の評価基準により採点し、最も高い総合点を獲得した提案者を最優秀者として選定します。なお、見積金額が業務規模概算額を超える場合は失格とします。

基準点は、満点の6割以上（全委員の評価点を平均化した点数）とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。各評価項目は、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とします。また、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で選定するものとし、それでも決定しない場合は、委員の協議により最終順位を決定します。

- ア 「1 企画内容」及び「2 専門的知識及び技術」の合計得点が高い事業者を選定する。
- イ 見積金額が低い事業者を選定する。

### （2）プロポーザル評価委員会の実施

#### ア 日程及び場所

（ア）日程 令和7年12月25日（木）

（イ）場所 川崎市役所内会議室

※時刻、場所等の詳細は、各提案者へ別途通知します。

#### イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分程度とします。

なお、説明時間及び質疑応答時間は変更する場合があります。

#### ウ 実施方法等

- （ア）プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。
- （イ）プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。
- （ウ）使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。
- （エ）インターネット環境はありません。
- （オ）プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。

### （3）審査結果の通知

プロポーザル評価委員会の評価結果及び選定事業者候補が教育委員会委託契約業者等指名選定委員会にて承認された後、全ての提案者に結果通知書（様式5）を電子メールにて送付するとともに（令和8年1月上旬以降送付予定）、市ウェブサイトで公表します。なお、審査結果等の電話、電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

各提案者が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果の通知日から起算して5日以内に本市に照会することができます。この場合、開示内容は受託予定者及び照会提案者の評価点のみとします。

## 9 契約手続き等

審査結果の通知後、最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結し、改めて見積書の提出を求めることがあります。

### （1）契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10分の1以上を納付する必要があります。

### （2）契約書の作成

要する。

### （3）契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」で閲覧できます。

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

### （4）委託代金の支払

委託業務の全部が完了した後の支払いとします。

## 10 その他の留意事項

（1）提出された企画提案書は、企画提案の審査及び選定以外に提案者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。

（2）次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とします。

ア 「3 提案資格の要件」の条件を満たさなくなった場合

イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 見積書が提案上限額を超過した場合

カ 談合その他不正行為があった場合

（3）本プロポーザルに要した一切の費用は、提案者の負担とします。

（4）当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とします。

（5）その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上で定めることとします。